

## 序章

---

# 震災復興マニュアルの背景と目的

空白

## 序章. 震災復興マニュアルの背景と目的

### 1. 背景と目的

#### (1) 背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、大きな被害をもたらし、都市の復旧・復興、被災者の生活再建、またそれに際する行政の対応の重要性が強く認識された。

震災後の復興には長期間を要し、大規模かつ広範な施策や事業が必要であり、迅速かつ適切に復興を進めるには、基本的な考え方や具体的な進め方、復興体制等について、事前に十分な準備が不可欠である。そのため、国は、被災市街地復興特別措置法、地震防災対策特別措置法、被災者生活再建支援法等の法律を制定し、都は、東京都震災対策条例の制定や震災復興マニュアルの作成を行った。

目黒区では、災害対策基本法に基づく目黒区地域防災計画に震災復旧・復興計画を位置づけ、平成10年に防災センターを整備し、災害対策本部機能を拡充するほか、各種の防災対策を推進してきた。しかし、応急・復旧対策後の震災復興のあり方については、より具体的な対策等の提示や復興体制の整備が課題となっていた。

一方、新潟県中越地震に伴う新たな教訓や、中央防災会議の専門調査会による地震想定、被害想定の公表を経て平成17年9月に首都直下地震対策大綱が決定されるなど、大きな状況変化が生じている。

そこで、平成15年6月に都の震災復興マニュアルの再編・整理が行われたことと合わせて、震災後の「生活及び都市の復興」のプロセスや施策などを示す総合的なマニュアルとして「目黒区震災復興マニュアル」を策定することとした。

#### (2) 目的

本マニュアルは、東京地方に大きな被害をもたらす、関東大震災級の海溝型地震と、内陸の浅い位置で発生するマグニチュード7クラスの直下型地震の2つの震災を想定し、地震発生直後から復興に向けた行政活動を迅速かつ的確に行うことを目的として策定する。

## 2. 震災復興マニュアルの役割と位置づけ

### (1) 役割

本マニュアルは、地震発生直後から復興に向けて、行政のなすべき行動や必要な事業を分野別に整理して網羅的に示し、実務上の手引き書としての役割及び、チェックリストとしての役割をもつ。

区民に対しては、震災復興の全体像及び、行政の役割・対応を示し、区と区民の役割分担を明らかにした上で、震災復興の取り組みへの主体的、積極的な参加を促す役割をもつ。

具体的には、以下の3点である。

- ・復興の全体像とプロセスを示す
- ・行政が行う業務の手順と基本的な内容を示す
- ・分野別に策定する施策間の整合性や総合性を確保する

## (2) 位置づけ

### ①上位計画との関係

本マニュアルは、目黒区基本構想、目黒区基本計画、目黒区都市計画マスタープランを上位計画とし、目黒区基本構想に示された基本理念や基本目標、施策の基本的方法を踏まえた復興のあり方、進め方を示し、目黒区基本計画に掲げられた「地域防災体制の充実」の具体化を図るものである。

また、本マニュアルは、都市復興に関し、目黒区都市計画マスタープランの方針の具体化を図るものである。

### ②目黒区地域防災計画との関係

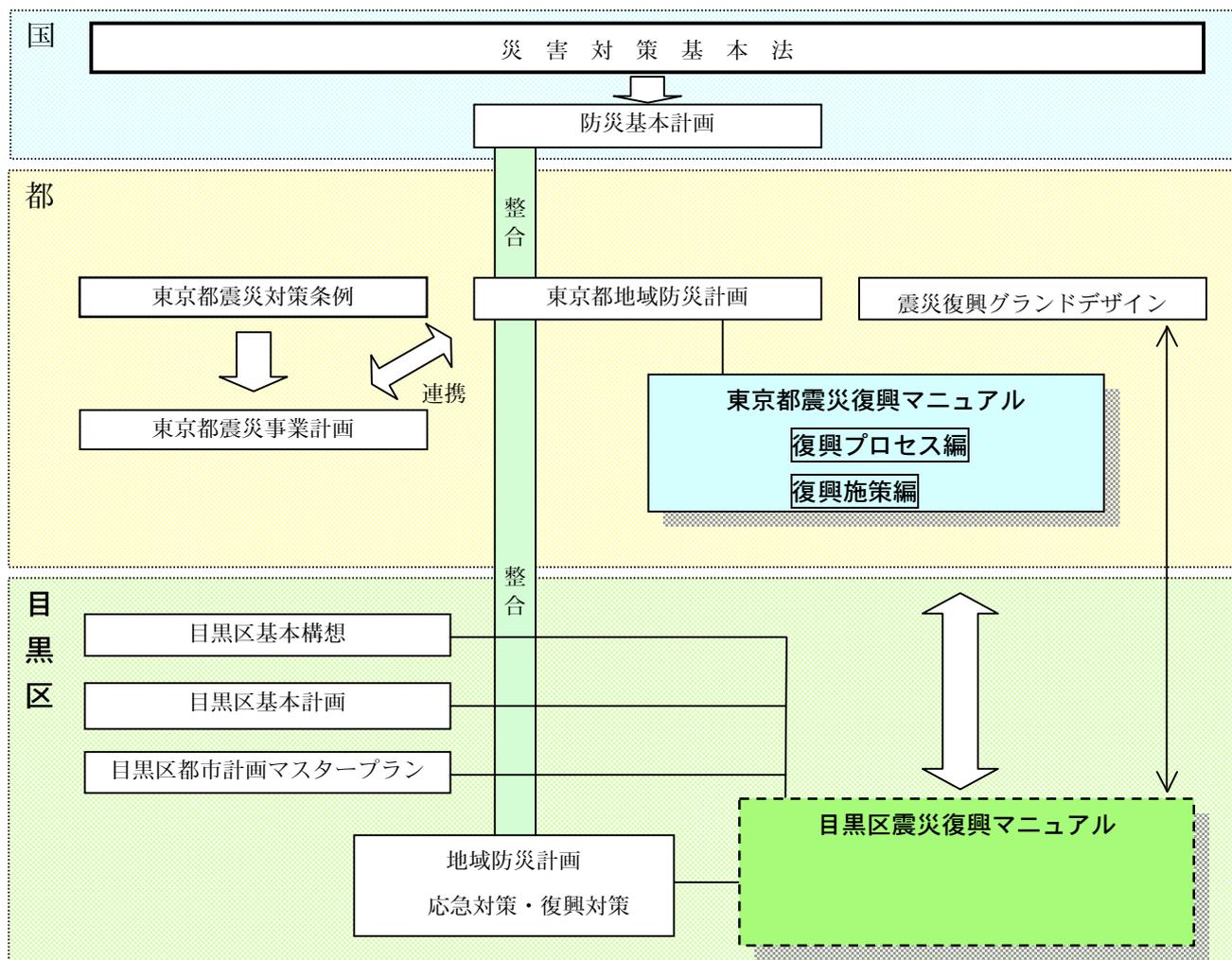
本マニュアルは、目黒区地域防災計画の第4部「震災復旧・復興計画」の「4震災復興計画」の一部を示すものである。

今後は、本マニュアルの成果を地域防災計画に反映させることとし、適宜地域防災計画を修正していく。

### ③東京都震災復興マニュアルとの関係

本マニュアルは、東京都が策定している東京都震災復興マニュアルと整合を図りつつ、目黒区の状況に即して、復興を進めるためのマニュアルとする。

図-1 目黒区震災復興マニュアルの位置づけ



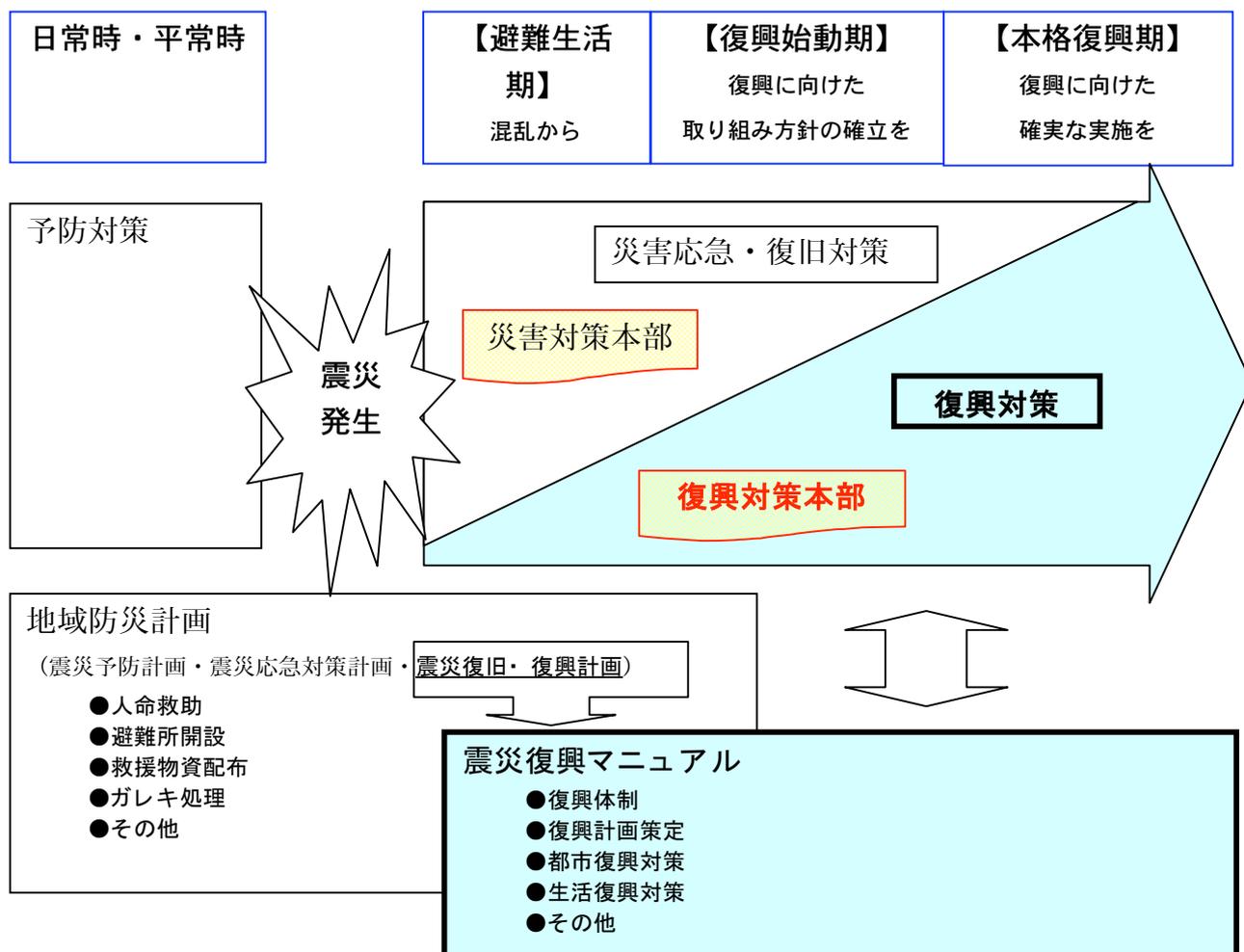
### 3. 震災復興マニュアルの範囲

本マニュアルは、復興対策本部が所掌する災害応急対策以降の復興始動期から本格復興にいたる間の施策や事業を対象とし、災害対策本部が所掌する災害応急対策、復旧対策は原則として対象外とする。

しかし、被災状況の把握や事業用地の調整など、災害応急・復旧対策の段階から復興対策を視野にいれておくべき事項もある。また、復興対策の検討を進める上で予防対策の拡充が求められる事項や、実施体制の整備、普及啓発、訓練の実施など、事前の取り組みも重要な課題であるため、復興対策とあわせて検討を行い、必要に応じて本マニュアルの対象とする。

このため、家屋等の被害調査やがれきの処分など、応急・復旧対策に属する部分についても項目として取り上げ、必要な事項を記述する。

図-2 震災復興マニュアルが示す対象範囲



空白